



令和8年度 第1回 大洲市子ども・子育て会議

令和8年7月23日(木) 14:00～

大洲市役所 子育て支援課



子ども・子育て支援事業の進捗状況について

子ども・子育て支援事業の進捗状況

A=施策を十分に実施し、成果が上がっている
B=施策の実施により成果が上がっているが一部に課題も残っている。
C=施策を実施したが十分とは言えず、課題や改善点を残している。
D=抜本的な見直しが必要である

子ども子育て支援法上の事業区分		単位	R 7			評価
			量の見込	確保の内容	実績	
①利用者支援事業	子どもやその保護者、または妊婦の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業	実施箇所数 (か所)	1	1	1	A
②地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業	延べ利用者数 (人／月)	1,262	1,262	1,843	A
③妊婦健康診査	妊娠中の母体と胎児の健康管理及び疾病の早期発見のために定期的な健康診査として、健康状態の把握・検査計測・保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業	利用者数 (人／年)	164	164	145	A
④乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業	訪問人数 (人／年)	164	164	165	A
⑤養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業	訪問人数 (人／年)	25	25	34	A
⑥子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業	延べ利用者数 (人／年)	10	10	4	A 3

子ども・子育て支援事業の進捗状況

子ども子育て支援法上の事業区分			単位	R 7			評価
				量の見込	確保の内容	実績	
⑦子育て援助活動支援事業	子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業		延べ利用者数 (人／年)	453	453	155	A
⑧一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に認定こども園、幼稚園、保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業	幼稚園型	延べ利用者数 (人／年)	1,575	1,575	2,623	A
		一般型 余裕活用型		1,146	1,146	1,260	A
⑨延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の保育時間を超えて認定こども園、保育所等で保育を実施する事業		利用者数 (人／年)	66	66	27	A
⑩病児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師・保育士等が一時的に保育等を実施する事業		延べ利用者数 (人／年)	720	1,160	635	A
⑪妊婦等包括相談支援事業	妊娠期から妊産婦などに寄り添い、出産・育児などの見通しを立てるための面談や継続的な情報発信を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行う事業		延べ実施回数 (回／年)	492	492	417	A
⑫乳児等通園支援事業	保育所等を利用していない生後6か月から満3歳未満の乳幼児を対象に、月一定時間までの通園機会を提供する事業		延べ利用者数 (人／年)	R 7 未実施 (R 8 開始)			
⑬産後ケア事業	出産後1年以内の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、安心して子育てができるよう支援する事業		延べ利用者数 (人／年)	50	50	66	A

子ども・子育て支援事業の進捗状況

放課後児童クラブ		R7	評価 B
量の見込み		436	
内訳	小学生1年生	146	
	小学生2年生	108	
	小学生3年生	111	
	小学生4年生	38	
	小学生5年生	24	
	小学生6年生	9	
確保の内容		544	
実績	定員 ①	544	
	利用人数(4/1) ②	436	
	①－②	108	

施設型給付・地域型保育給付		R7			評価 B
		3～5歳		3歳未満	
		1号 学校教育のみ	2号 保育の必要性あり	3号 保育の必要性あり	
量の見込み(必要利用定員総数)		90	586	304	
確保の内容	特定教育・保育施設(幼稚園・保育所等)	444	815	480	
	地域型保育事業	—	5	36	
実績	利用定員 ①	450	814	516	評価 B
	入所人数(4/1) ②	76	605	277	
	①－②	374	209	239	



子育て支援課

① こども誰でも通園制度の実施状況

こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）について

制度の概要

保護者の就労要件を問わず、月10時間を上限に保育所や認定こども園等を柔軟に利用できる制度

対 象：0歳6か月～満3歳未満の未就園児

実施施設：なかよしこども園 / 帝京幼稚園

利用状況(R8.6末現在)

登録児童数	10名	0歳児 4名 / 1歳児 5名 / 2歳児 1名
実 利 用 数	7名	0歳児 3名 / 1歳児 3名 / 2歳児 1名
利 用 時 間	75時間	4月 2時間 / 5月 25.5時間 / 6月 47.5時間

利用者からの声

- 転入したばかりで市の子育てサービスが分からなかったが、保育士から情報提供を受けられた
- トイレトレーニングについて相談できた
- 下の子を預けることで、上の子と向き合う時間が持てた

こどもへの効果

家庭とは異なる環境の中で、人やものへの興味・関心を広げるきっかけになっています。

保護者への効果

保育士との関わりを通じて、育児の不安や悩みを相談できる貴重な機会となっています。

子育て支援課

② 大洲市こども計画策定後におけるアンケート

大洲市こども計画策定後におけるアンケートの実施

目的：令和7年3月に策定した「大洲市こども計画」を推進するため、計画の更なる周知及び取組の充実を図る

方法：えひめ電子申請システムを利用した、オンラインアンケート

①～③…施設や学校を通じて配布 ④…ハガキを郵送 ⑤…庁内通知

実施期間：令和8年7月1日～7月17日

No.	調査対象	目 的
①	小学5・6年生、中学生【全員】	居場所や成長環境に関する情報収集
②	就学児童（小1～4年生）の保護者【全員】	子ども・若者のニーズ把握
③	就学前児童の保護者【全員】	子育て施策へのニーズ把握
④	15歳～39歳の市内在住者【抽出1,000名】	子ども・若者のニーズ把握
⑤	市役所関係部署職員	子育て施策展開の役割、意識調査

こども家庭センター

③ 1 か月児健康診査

1 か月児健康診査

令和8年度より、愛媛県下統一で「1 か月児健康診査」を開始

目的

早期に発見、介入により疾病予後の改善が見込まれる身体疾患が顕在化する時期である1 か月児に対して健康診査を行い、疾病および異常を早期に発見・指導を行うことで、その進行を未然に防止する。

また、健康診査に併せて児の養育環境や養育者の育児不安等を把握して適切な助言指導を行うことや、医療機関と行政が連携して必要に応じてサービス等の支援を検討するなど、虐待予防および育児支援につなげる。

対象者

生後27日を超え、生後6週に達しない児

実施方法

実施方法：医療機関に委託し実施する個別健康診査

- ・ 事前に発行された1 か月児健康診査受診票を用いて県内の委託医療機関（主に産科、小児科）にて1 か月児健康診査を受診する。
- ・ 受診結果は医療機関から市に報告され、その結果を基に必要な児に対し保健師等が助言指導を行うとともに、育児支援が必要な場合はサービスにつなげる。

こども家庭センター

④ 乳幼児健康診査にかかる実施体制の変更

乳幼児健康診査にかかる実施体制の変更

近年の出生数および乳幼児健康診査対象者数の減少を踏まえ、健診の質の維持と小児科医等の負担軽減を図りながら、今後も安定的な健診体制を確保するため、令和8年度から乳幼児健康診査の実施回数を段階的に見直すこととした。

【出生数 各年4月1日～翌年3月31日】

年度	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
出生数	238	227	230	172	181	178	153

【主な変更点】

	令和7年度まで	令和8年度から
4か月児健康診査	毎月（12回/年）実施	2か月に1回（6回/年）
1歳6か月児健康診査	毎月（12回/年）実施	2か月に1回を目安（8回/年）
3歳児健康診査	毎月（12回/年）実施	2か月に1回を目安（8回/年）
	対象月齢：3歳1か月	対象月齢：3歳4～5か月
日程の案内方法	子育てカレンダー	個別通知（郵送）
アンケート	紙アンケート（当日回収）	電子アンケート（事前回収）

実施体制の変更と併せて、健診アンケート（問診票）の実施方法を電子アンケートによる事前回収に切り替えることにより、住民の利便性の向上を図る。

学校給食センター

⑤ 学校給食費（食材費）の抜本的な負担軽減

小学校（R8.4～）、中学校（R8.7月納付分～）の給食費を無償化しました

大洲市は、保護者の負担を減らし、子育て世帯を一層支援するため
国と県が連携して創設する交付金に、市独自の支援を加え
小学校・中学校の給食費を無償化しました

1 どのくらい負担が軽くなるの？

小学校の給食費（1食270円）が無償となるため、年間約50,000円（約185食分）の負担が軽減されます
中学校の給食費（1食290円）が無償となるため、年間約38,000円（約131食分）の負担が軽減されます

※上記の金額は平均的なモデルケースの場合であり、
年間の食数によって実際の負担軽減額は変わります

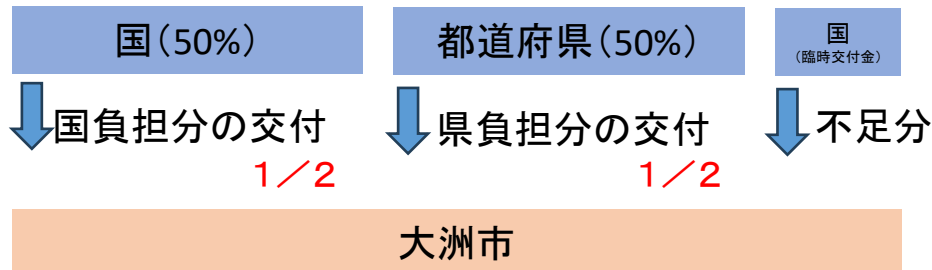
2 無償化の手続きは？

保護者の手続きは不要です

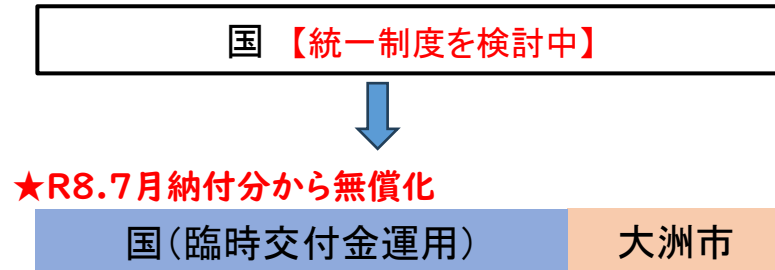
今回の取組は、個人に対して学校給食費を給付するものではなく、地方自治体が学校給食のための食材を購入するための経費を支援する仕組みです。そのため、保護者の皆様に行っていただく手続はありません

3 無償化の財源について

小学校



中学校



健康増進課

⑥ 大洲市子どもインフルエンザ任意予防接種費用助成事業



「大洲市子どもインフルエンザ任意予防接種費用助成事業」について

1 概要

子育て世帯の経済的負担を軽減することにより、接種機会を拡大し、個人の発病予防及び重症化予防による子どもの健康の保持・増進を図るため、子どもに対する季節性インフルエンザ任意接種費用の一部を助成します。

2 助成内容

- (1) 助成対象者 大洲市に住民登録のある18歳以下の子ども（高校生以下）
- (2) 助成期間 令和8年10月1日～令和9年2月28日
- (3) 助成金額

インフルエンザHAワクチン	1回目：3,000円
	2回目：1,500円
経鼻弱毒生インフルエンザワクチン	1回のみ：3,000円
- (4) 助成方法 償還払いによる助成

※ 現在関係機関と協議中であり、詳細については、9月上旬をめどに対象者の保護者に対し案内文書により通知します。

